デイサービス 料金表

令和4年10月1日現在
単位：円

					自己負担額			
					１割負担	２割負担	３割負担	
介護保険適応分	要介護利用者	基本料金	３時間以上4時間未満	要介護１	385	769	1,154	１回につき
				要介護２	440	880	1,320	
				要介護３	499	997	1,496	
				要介護４	554	1,108	1,662	
				要介護５	612	1,223	1,834	
			６時間以上７時間未満	要介護１	608	1,215	1,822	１回につき
				要介護２	717	1,434	2,151	
				要介護３	828	1,656	2,483	
				要介護４	938	1,875	2,812	
				要介護５	1,049	2,097	3,145	
		加算料金	入浴介助加算（Ⅰ）		42	84	126	１日につき
			個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ		89	178	267	１日につき
			ADL維持等加算（Ⅱ）		63	126	189	１月につき
			口腔機能向上加算（Ⅰ）		157	314	471	月２回限度
			科学的介護推進体制加算		42	84	126	１月につき
			送迎減算		-50	-99	-148	片道につき
			サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		23	46	69	1回につき
	事業対象者・要支援利用者（総合事業）	基本料金	週1回程度の利用、4回まで		402	803	1,204	1回につき
			週1回程度の利用、5回目		143	285	427	
			週2回程度の利用、8回まで		413	826	1,239	
			週2回程度の利用、9回目		169	337	505	
			週2回程度の利用、10回目		112	224	336	
		加算料金	運動器機能向上加算		236	471	706	１月につき
			口腔機能向上加算（Ⅰ）		157	314	471	
			科学的介護推進体制加算		42	84	126	
			サービス提供体制強化加算Ⅰ　週1回程度		92	184	276	
			サービス提供体制強化加算Ⅰ　週2回程度		184	368	552	

注１．介護職員処遇改善加算（所定単位数の59/1000）、介護職員等特定処遇改善加算（所定単位数の12/1000）、介護職員等ベースアップ等支援加算（所定単位数の11/1000）が別途加算されます。
２．上記金額については１円未満の端数計算により誤差が生じます。
３．自己負担額の割合は「介護保険負担割合証」に記載されている負担割合により決まります。

実費負担分	要介護・要支援利用者 事業対象者	食事その他	昼食代	700	１日につき
			教養娯楽費	実費	１回につき
			学習療法費	3,000	１月につき
			キャンセル料（昼食代）	700	１回につき
		オムツ料金	尿パット	35	１枚につき
			紙パンツ	150	
			紙オムツ	200	

注１．ご利用日の前日17時10分(月～土曜日)までにお電話でのキャンセル(お休み)の連絡がなかった場合、昼食代のキャンセル料が発生します。
※月曜日のご利用のキャンセル(お休み)の連絡は土曜日の17時10分までになります。

デイサービスさくらテラス

デイサービス 料金表

	項目	内容
要介護利用者	入浴介助加算（Ⅰ）	入浴介助を行った場合に加算されます。
	個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	機能訓練指導員等が利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする項目を、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っている場合に加算されます。
	ADL維持等加算（Ⅱ）	厚生労働省が定める評価対象期間に6カ月以上利用した利用者の初月と6カ月目においてADLを評価し、月ごとにその評価に基づく値（ADL値）を厚生労働省に提出している指定通所介護事業所において、ADL値を用いて一定の基準に基づき算出した値の平均値が2以上である場合に加算されます。
	口腔機能向上加算（Ⅰ）	口腔機能改善管理指導計画を作成し、計画に基づいた口腔機能向上サービスを行った場合に加算されます。
	科学的介護推進体制加算	事業所が利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者に係る基本的な情報を厚生労働省に提出しており、なおかつ必要に応じて通所介護計画を見直すなど、その情報を通所介護の提供にあたって、適切かつ有効に活用している場合に加算されます。
	送迎減算	居宅と事業所間の送迎を行わない場合は、片道につき所定単位数から減算されます。
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業所介護職員の内、介護福祉士が70%以上配置されている事業所に加算されます。
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、大津市長に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し指定通所介護を行った場合、所定単位数に加算されます。
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、大津市長に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し指定通所介護を行った場合、所定単位数に加算されます。
	介護職員等ベースアップ等支援加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、大津市長に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し指定通所介護を行った場合、所定単位数に加算されます。
要支援者	運動器機能向上加算	利用者の運動器機能向上を目的とし、個別に運動器機能向上サービスを行った場合に加算されます。
	口腔機能向上加算（Ⅰ）	口腔機能改善管理指導計画を作成し、計画に基づいた口腔機能向上サービスを行った場合に加算されます。
	科学的介護推進体制加算	事業所が利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者に係る基本的な情報を厚生労働省に提出しており、なおかつ必要に応じて通所介護計画を見直すなど、その情報を通所介護の提供にあたって、適切かつ有効に活用している場合に加算されます。
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業所介護職員の内、介護福祉士が70%以上配置されている事業所に加算されます。
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、大津市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し指定介護予防通所介護相当サービスを行った場合、所定単位数に加算されます。
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、大津市長に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し指定通所介護を行った場合、所定単位数に加算されます。
	介護職員等ベースアップ等支援加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、大津市長に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し指定通所介護を行った場合、所定単位数に加算されます。